

京都市告示第280号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年9月5日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉山端線	左京区上高野薩田町1番地の3地先から 同町6番地の11地先まで	旧	メートル 21.70	メートル 9.52
		新	21.70	13.00 ~ 15.80

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉21号線	左京区上高野薩田町1番地の3地先から 同町1番地の1地先まで	旧	メートル 19.10	メートル 5.00 ~ 6.10
		新	16.90	5.99 ~ 9.26
久世2号線	南区久世上久世町599番地の8地先から 同町600番地の5地先まで	旧	18.50	3.83 ~ 6.01
		新	18.50	6.00 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)